

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第44号

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例

神戸市船舶給水条例(昭和36年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
給水の 種別	料金	給水の 種別	料金
運搬給水	1 外航船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>18,450円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに	運搬給水	1 外航船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>17,700円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに

		つき <u>615円</u> (2) [略] 2 1 以外の船舶 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量 30 立方メートルまで <u>20,295円</u> イ 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>676円 50銭</u> (2) [略]			つき <u>590円</u> (2) [略] 2 1 以外の船舶 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量 30 立方メートルまで <u>19,470円</u> イ 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>649円</u> (2) [略]	
一般岸壁給水	1	外航船舶 (1) (2) に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量 30 立方メートルまで <u>18,450円</u> (イ) 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>615円</u> イ [略] (2) 第 4 条の 2 第 2 項の		一般岸壁給水	1	外航船舶 (1) (2) に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量 30 立方メートルまで <u>17,700円</u> (イ) 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>590円</u> イ [略] (2) 第 4 条の 2 第 2 項の

		承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき <u>515円</u>			承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき <u>490円</u>	
	2	1 以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量30立方メートルまで <u>20,295円</u> (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>676円50銭</u> イ [略] (2) 第4条の2第2項の承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき <u>566円50銭</u>		2	1 以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量30立方メートルまで <u>19,470円</u> (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>649円</u> イ [略] (2) 第4条の2第2項の承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき <u>539円</u>	
特 定 岸 壁 給 水	1	外航船舶 (1) 1 月につき水量30立方メートルまで <u>17,250円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルに		特 定 岸 壁 給 水	1 外航船舶 (1) 1 月につき水量30立方メートルまで <u>16,500円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルに	

	つき <u>575円</u> 2 1 以外の船舶 (1) 1 月につき水量30立方メートルまで <u>18,975円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>632円50銭</u>		つき <u>550円</u> 2 1 以外の船舶 (1) 1 月につき水量30立方メートルまで <u>18,150円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき <u>605円</u>	
自動販売機給水	水量 1 立方メートルにつき <u>467円50銭</u>	自動販売機給水	水量 1 立方メートルにつき <u>440円</u>	
自用船舶給水	1 外航船舶 水量 1 立方メートルにつき <u>375円</u> 2 1 以外の船舶 水量 1 立方メートルにつき <u>412円50銭</u>	自用船舶給水	1 外航船舶 水量 1 立方メートルにつき <u>350円</u> 2 1 以外の船舶 水量 1 立方メートルにつき <u>385円</u>	
備考 [略]		備考 [略]		

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。